

外郭団体中期経営計画シート(平成30年度～平成32年度)

外郭団体名	社会福祉法人 堺市社会福祉事業団	設立年月日	平成5年7月20日設立	所管課	子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課
-------	------------------	-------	-------------	-----	------------------------

1. 基本方針

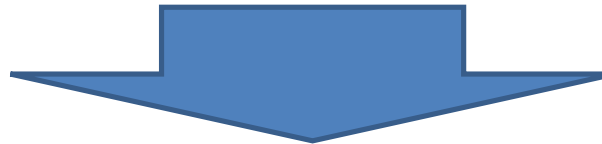
設立目的	求める役割 【所管局】	外郭団体がめざすべき将来像
<p>多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援すること。</p>	<p>堺市社会福祉事業団が、設立以降実施してきた就学前の障害児療育により蓄積した専門的技術やノウハウといった経営資源を活用して、南北こどもリハビリテーションセンター・えのきはいむ(以下「児童発達支援センター」)などの障害児支援や健康福祉プラザの指定管理者として障害児(者)支援を展開するなど、市民ニーズに対応した福祉事業を実施するとともに、堺市における障害児(者)支援の中核的な役割を担うこと。</p>	<p>堺市における障害児(者)施策の拠点である児童発達支援センター及び健康福祉プラザの安定した運営を担い、もって地域福祉の向上に寄与する 障害児(者)の施策に貢献できる事業について市の意向を尊重しつつ、事業団としての独自性・専門性がさらに発揮できるよう取り組むとともに先駆的な事業にも取り組んでいく。</p>

2. 環境分析

外郭団体	所管局	外郭団体の対応方針
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法改正に伴い、「経営組織の在り方の見直し」「事業運営の透明性の向上」「財務規律の強化」等がより明確に求められるようになり、その一環として平成33年度決算より会計監査人の導入が必須となる。 ・施設(建物・設備)の老朽化(地面の陥没、メーカーの部品保有期限を超えているため、部品交換による修理もできない設備等)。 ・安定した経営の継続のためには5年ごとの児童発達支援センター及び健康福祉プラザの指定管理者選定において当事業団が指定される必要があり、それにより障害児(者)への良質な支援の継続に寄与することができる。 ・保育士等の専門職の確保が厳しく、体制の維持が課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの指定管理者業務を引き続き担っていくためには、経営の安定化に向けた利用料収入等の増収策及び、経費削減・効率化を推進しなければならない。 ・共働き家庭の増加、民間事業所の増加、精神障害及び難病患者も支援の対象に追加されたことに伴い、対象者が増えている。 ・今後さらに支援ニーズが多様化することや早期支援のニーズが高まることが予想される。 ・こども園や保育所及び障害児通所支援事業所等への地域支援をさらに進めることが必要。 ・今後、専門機関における良質な支援を常に提供できる体制を確保する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの指定管理業務を引き続き担っていくにあたり、(医療機関を併設する)療育の専門施設として、こども園や保育所、障害児通所支援事業所等への支援や、その利用者への療育の提供や支援等、地域における中核的機能としての強化を図る。 ・市による第2もず園及びえのきはいむの一体的建替え整備及び中長期修繕計画策定への協力のため、老朽化した施設をはじめ修繕の必要な部分についての情報提供など、安全安心な施設の確保及び適切な療育環境の整備に市と連携して取り組む。 ・健康福祉プラザにおいて、代表構成員として共同事業体を主導するとともに、全体の牽引団体として事業に取り組む。 ・市と協議しながら円滑な採用による人材確保及び人材育成を図る。

4. 中期経営目標(平成30年度～平成32年度)

中期 経営 目標	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度からの児童発達支援センター第4期指定管理について、第2もず園及びえのきはいむの一体的建替え整備後の新たな施設運営も含め引き続き指定管理者の指定を受けられるよう取り組み、また再受託した際には支援ニーズを踏まえながら利用者に寄り添った施設運営を計画していく。 ・安定した運営の継続のため、健康福祉プラザ(～平成33年度末)について適切な運営を図っていくとともに、次期指定管理受託に向け取り組む。 ・社会福祉法改正に伴う会計監査人導入に向け取り組む。 ・施設の特性及び専門性を生かした事業拡充(収支面含む)の検討を行い、事業団としての独自性・専門性が発揮できるよう、市と協議の上、実施に向け取り組む。 ・安全安心な施設利用及び適切な療育環境の整備につなげていくため、市による第2もず園及びえのきはいむの一体的建替え整備への協力や連携、老朽化した施設をはじめ中長期に修繕の必要な部分について市へ情報提供を行い、市による修繕計画策定に向け協力・連携していく。
	<p>所管局意見【所管局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの次期指定管理者の選定を受けられるように、第2もず園及びえのきはいむの一体的建替えによる二園の統合に伴う経費の削減と、さらなる要員管理の推進による組織改革と資金の効率的な運用による財務改善を図るなど、より一層積極的に経営改革に努めること。 ・市民ニーズを捉えた事業を展開するとともに、安定した法人運営に資するため、将来的な事業実施計画等の検討を行うこと。 ・第2もず園、えのきはいむの統合後の施設運営方法や設備等の修繕計画の策定にあたって、堺市に協力すること。



5. 中期経営方針

中期 経営 方針	平成30年度方針	平成31年度方針	平成32年度方針
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センター第4期指定管理業務の指定申請 ・会計監査人導入に関する情報収集 ・市での中長期修繕計画策定について情報提供及び協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2もず園及びえのきはいむの一体的建替え整備後の新たな施設運営も含めた児童発達支援センター第4期指定管理業務の安全安心な施設運営 ・健康福祉プラザの指定管理者業務次期受託に向けた取り組み ・会計監査人選定に向けた事前調査 ・市で定めた修繕計画に基づく修繕の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2もず園及びえのきはいむの一体的建替え整備後の新たな施設運営も含めた児童発達支援センター第4期指定管理業務の安全安心な施設運営 ・健康福祉プラザの指定管理者業務次期受託に向けた取り組み ・会計監査人の選定(評議員会)及び予備審査の実施 ・市で定めた修繕計画に基づく修繕の実施

6. 特記事項

特記事項 【所管局】	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる2事業が指定管理制度による5年ごとの施設管理運営委託であり、児童発達支援センター管理業務の指定管理が平成30年度末で満了のため、平成30年度に次期指定管理事業者の選定を行う。 ・中長期的(10年、20年)な事業計画及び要員管理を推進し、法人としての(自律的経営に向けた)将来構想を検討する必要がある。
---------------	---